

平成 30 年 10 月 25 日

各位

会社名 株式会社ソケット

代表者名 代表取締役社長 浦部 浩司

株式会社レコチョクが株式会社シンクパワーに対して行った仮処分命令申立てに係る
東京地方裁判所の決定について

株式会社レコチョク（以下「レコチョク」といいます。）は、平成 30 年 5 月 25 日、株式会社シンクパワー（以下「シンクパワー」といいます。）がウェブサイト上で公表した「レコチョクによる当社歌詞データの流用について強い疑念を持たざるを得ない状況が続いております」との文言を含む文書の削除を求める仮処分命令申立て（以下「本件申立て」といいます。）を行いました。東京地方裁判所は、同年 10 月 24 日、レコチョクの申立てを却下する旨を決定（以下「本件決定」といいます。）しました。

すでに平成 30 年 6 月 5 日および平成 30 年 8 月 17 日の当社プレスリリースにて公表のとおり、当社は、同期歌詞データを自動的に生成するシステムの開発に成功しました。この同期歌詞自動生成システムは、すでに特許出願を完了し、現在、特許庁による審査が行われています。

当社は、平成 29 年 12 月以降、レコチョクに対し、同期歌詞自動生成システムによって生成した同期歌詞データを提供してきました。そのため、当社は、技術を開発し同期歌詞データを提供した会社として、裁判所に対して当社の技術情報を可能な限り開示するなど、レコチョクの本件申立ての追行に協力してきました。

本件決定は、「レコチョクがシンクパワーの歌詞データを流用した」との事実を認定したものではありません。このことから、本件決定については、レコチョクにとりましては一定の成果があったといえます。一方で当社としては、本決定を通してシステムの実在性については一定の範囲において認められたものの、当社システムを通した同期歌詞データ生成に関する説明責任を果たし、十分な理解を受けたとは考えておりません。

本件申立てにおいて、「レコチョクがシンクパワーの歌詞データを流用したか否か」という争点に関し、①シンクパワーは、レコチョクがシンクパワーの歌詞データを流用したという具体的な事実の主張及び証明をしておりません。また、当社は、②同期歌詞データに含まれる歌詞について、シンクパワーの歌詞と同じ特徴を有する歌詞がインターネット上に多数存在し、当社の同期歌詞データ生成システムは利用者が同期歌詞データを読みやすくするために、平成 18 年 8 月より 12 年間に渡り当社が外部委託により制作している歌詞データの最適な改行位置や歌詞の表記校正を決定する目的でそれらインターネット上の歌

詞を参照するものであることから、結果的に当社の歌詞の一部がシンクパワーの歌詞と一致した事象であり流用の事実ではないと主張し、シンクパワーの歌詞と同一の歌詞が多数に渡りインターネット上にあることの証拠を提出しました。

さらに当社は、③シンクパワーの作成した同期歌詞データは歌詞の一文字ごとに楽曲と同期するものであるのに対し、当社が同期歌詞データ自動生成システムによって生成した同期歌詞データは歌詞の一行ごとに楽曲と同期するものであって、両者の構造が異なること、④シンクパワーがレコチョクに対する同期歌詞データの提供を中止した後に当社が同期歌詞データ自動生成システムによって生成した同期歌詞データにも、結果的にシンクパワーの歌詞と一致するものがみられたことから、歌詞の一致は同期歌詞データの流用を示すものでないことなどを主張しました。

東京地方裁判所は、上記①および④については、これを認めました。しかしながら、上記③については、本決定においては何ら言及がありませんでした。また上記②について、当社の主張のとおり、インターネット上にシンクパワーの歌詞と同じ特徴を有する歌詞が存在していたことについては認めたものの、それだけでは、現時点においては、当同期歌詞データとシンクパワーの同期歌詞データの間で誤記等が一致していることの説明としては足りないとありました。

当社としては、レコチョクの同期歌詞データが当社システムによって生成されたものであることは、上記①から④によって証明されたものと考えておりますが、本決定においては、結果として十分な説明と理解には至っておりません。

なお、本件申立てにおいて、シンクパワーは、当初、「当社の同期歌詞データ自動生成システムが存在しない」旨の主張を行っておりました。しかしながら、当社は、東京地方裁判所に対し、同期歌詞データ自動生成システムの技術情報を必要な限度で開示したほか、裁判官の面前で同期歌詞データ自動生成システムの実演を行うことも提案しました。本件申立ては正式な訴訟ではなく仮処分手続であったため、裁判官の面前で同期歌詞データ自動生成システムの実演を行うことはできませんでしたが、当社の同期歌詞データ自動生成システムが存在するという真実については、十分な主張を行っております。

当然のことながら、東京地方裁判所は、本件決定において、当社の同期歌詞データ自動生成システムが存在しないとの認定をしておりませんし、レコチョクの同期歌詞データが当社の同期歌詞データ自動生成システムで生成されたものでないとの認定もしていません。

本件決定は、当社の技術に対して十分に検証をすることができないなかで行われたという一面もあります。

以上により、当社は、今後、当社の同期歌詞データ自動生成システムに関する虚偽の事実の告知又は流布に対し、法的手段を含め、厳正に対処してまいります。

以上



本リリースに関するお問い合わせ先：

株式会社ソケット

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-23-5 JPR 千駄ヶ谷ビル 3F

担当：社長室 小田嶋 Tel：03-5785-5518 Fax：03-5785-5517

E-mail：ir@sockets.co.jp